

2010年2月6日施行

2012年6月改訂

2016年5月改訂

昭和大学薬学部同窓会東京支部会会則

<総則>

第1条 本会は昭和大学薬学部同窓会東京支部会と称する。

第2条 事務局を品川区旗の台2-2-15 昭和大学薬学部同窓会事務局内に置く。

<目的及び事業>

第3条 本会は会員相互の親睦と交流を図り、同窓の人材発掘と支援に寄与することを目的とする。

第4条 本会はその目的のために次の事業を行う。

- (1) 支部総会（以下「総会」）の開催。
- (2) 本会の目的を達成するために必要な事業。
- (3) 昭和大学四学部同窓会支部会への参画。

<会員>

第5条 本会の会員は、昭和大学薬学部同窓会の会員で東京都に在住又は勤務している者で、年会費を納めている者とする。

第6条 本会の会員は総会において議決する権利を得る。

<役員>

第7条 本会には次の役員を置く。

- (1) 支部会長 1名
- (2) 支部副会長 3名以内
- (3) 支部幹事 若干名
- (4) 会計 2名以内
- (5) 監事 2名

2 支部会長及び監事は、会員の中から、総会において選任される。

3 副支部会長は支部会長が推薦し、幹事会で承認される。

4 幹事並びに会計は支部会長が指名する。又、必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる。

<役員任期>

第8条 役員任期は2年とし、重任再任は妨げない。

<会議>

第9条 会議は、総会及び幹事会とする。総会は年1回通常総会を支部会長が招集する。又、支部会長が必要に応じて、又は幹事会の2/3以上の者からの要請があった時に臨時総会を招集する。幹事会は必要に応じて随時開催する。

2 総会の議事は出席会員の過半数の賛同で決定する。

3 総会は次の事項を決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 会計に関する事項
- (3) 本会則の変更
- (4) その他必要と認められた事項

<会計及び事業年度>

第10条 会計年度及び事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

<会費>

第11条 会費は年会費とする。

<会則変更>

第12条 当会則は総会の決議で変更できる。

<附則>

- 1 会費は平成22年度から徴収する。
- 2 本会則は平成28年5月22日より施行する。